

市政トピックス

国民年金保険料の改定

刈谷年金事務所 ☎(21)2159

平成24年4月からの年金保険料は月額1万4千980円に改定されます。保険料の納付方法は、年金事務所から4月上旬に送付される「納付案内書」内の納付書により、金融機関・コンビニエンスストア等で納めてください。あらかじめ指定した口座から自動に引き落とす口座振替、クレジットカードによる納付もあります。口座振替のなかには割引のあるお得な振替方法（早割・一年前納・半年前納）もありますので、ご利用ください。

新地町「市長との意見交換会」を開催します

各町内会であらかじめ選択していただいたテーマに基づき、参加された市民の皆さんと市長が自由に意見交換を行う「市長との意見交換会」。

市民の皆さんどなたでも参加することができますので、多数のご参加をお待ちしています。

- ▶とき 3月25日（日）午後7時から
- ▶ところ 新地町公民館
- ▶テーマ 安心・安全、防災対策
- ▶出席者 市長、副市長、企画部長他
- ▶問合せ 協働推進課 秘書広報係（内線332）

口座振替とクレジットカードによる納付は、事前に年金事務所へ申請が必要です。

○日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

国民健康保険の加入・喪失の 手続きはお早めに！

国保医療課 国保年金係（内線154）

◆国民健康保険の加入の届け出は14日以内！

失業や退職などにより、職場の健康保険を脱退したときや、他の市町村から転入したときなど、国民健康保険に加入する場合は、他の健康保険の喪失日から14日以内に国民健康保険の加入の届出をしなければなりません。

◆国保の届け出が遅れると、思わぬ経済的な負担を被ることがあります！国民健康保険へ加入する届け出が、喪失日から14日以内の期限内に遅れた場合、届け出日以前にかかった医療費は全額自己負担となります。また、他の健康保険の喪失日までさかのぼって国保税を納めていただくこととなりますのでご注意ください。

◆国保をやめるときも必ず届け出を！職場の健康保険に加入したなど、国保から他の保険に加入した場合も必ず届け出をお願いします。他の健康保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となります。他の健康

届け出は14日以内に！！

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入する場合	転入したとき	印かん
	他の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明
	子どもが生まれたとき	印かん、被保険者証、母子手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
国保をやめる場合	転出するとき	印かん、被保険者証
	他の健康保険にはいったとき	印かん、両方の被保険者証 (他の保険証が未交付のときは証明できるもの)
	死亡したとき	印かん、死亡を証明するもの
その他	生活保護を受けるようになったとき	印かん、被保険者証、保護決定通知
	市内で住所が変わったとき	印かん、被保険者証
	世帯主や氏名が変わったとき	印かん、被保険者証
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	印かん、被保険者証
	被保険者証を無くしたとき	印かん、身分証明書
	修学などで転出するとき	印かん、在学証明書、被保険者証

保険への加入後に国保の被保険者証を使って医療機関にかかると、国保で負担した費用を全額請求させていただきます。

「子ども手当」の 申請期限がせまっています

○平成24年3月末までに必ず
申請を

平成23年10月分からの子ども手当を受け取るためには10月より前に受け取っていた人も含め、対象のお子さんを持つすべての人が申請する必要があります。

（公務員は勤務先へ申請）
3月末までに申請すれば、10月分からの手当を受給できます。

期限までに申請を行わなかった場合は、手当を受け取る事ができなくなります。



○ご注意ください

次の人は申請した月の翌月分からの支給となります。（3月までに申請してもさかのぼって受け取れません）

- ・10月以降に他の市町村から転入した人
- ・10月以降にお子さんが生まれた人

※申請が遅れると、遅れた分の手当を受け取ることができなくなりますので、速やか（15日以内）に申請をしてください。

▼問合せ 子ども課 子育て支援係（内線224）

議会報告会を開催します

市議会主催の議会報告会を開催します。多くの市民の皆さんのご参加をお待ちしています。

- ▶と き 4月7日(土) 午後1時30分から
- ▶ところ 中央公民館2階 講堂
- ▶内 容 議会の報告・意見交換会
- ▶問合せ 議会事務局 (内線501)



市では、進んで善い行いをしていく児童生徒を毎年表彰しています。今回受賞された皆さんは、積極的に学校や地域などへ働きかけたり、いろいろな活動に参加したりするなど、他の児童生徒の模範となっています。今年度、表彰されたのは以下の皆さんです。(敬称略)

善行児童生徒の表彰
学校教育課 学校教育係(内線 279)

- 河村紗希(知立小学校)
エコキヤップを集める活動等、リーダーとしてボランティア活動への意欲的な取り組み。
- 木下七海(猿渡小学校)
通学班班長としての毎日の気配りと責任ある行動。
- 佐々木裕大(来迎寺小学校)
通学班班長としての毎日のあいさつと責任ある行動。
- 山口千尋(知立東小学校)
和太鼓部部長としての責任ある行動と地域演奏会への意欲的な取り組み。
- 昼神有紀、吉田美里(知立西小学校)
困っている友人への思いやりのある行動や、交流活動での気配りや支援。
- 滝口愛那、長瀬由有奈、二宮菜々美(八ツ田小学校)
一人暮らしのお年寄りの家を毎月継続して訪問するボランティア活動。
- 近藤寛人(知立南小学校)
老人保健施設訪問時の責任ある行動等、リーダー的立場での意欲的な取り組み。
- 長谷川友哉(知立中学校)
近所の清掃活動や部活動の環境整備等、継続的に率先した取り組み。
- 伊藤亜希(竜北中学校)
被災地への支援活動を率先して行うなど、リーダー的立場での意欲的な取り組み。
- 石江由依、出口春花(知立南中学校)
毎月一回保育園に行き、保育士の仕事を学びながら手伝いをするボランティア活動。

携帯電話のEメール機能で
不審者情報を配信しています

▼問合せ 安心安全課 防犯交通係(内線361)

登録方法

- ①登録用メールアドレスへ空メール(件名・本文を入力しないメール)を送信してください。
- ②登録用メールアドレスを直接入力 → mkizuna@cep.jp



- ③登録用メールアドレスをQRコードから入力↓
- ④返信メール(URLをクリック)空メール送信後しばらくすると、登録ページのURLがメールで送られてきます。URLをクリックして登録ページに進み登録してください。

※登録解除については、mgstop@cep.jpへ空メールを送信し、返信メールから解除手続きを行ってください。

※不審者情報連絡網は中部電力株式会社「きずなネット」サービズを利用しています。

※すでに学校教育課(小・中学校関係)、子ども課(保育園・児童センター関係)のきずなネットに登録されている場合は、新たに登録の必要はありません。

※登録にはインターネット契約をした携帯電話が必要です。(パソコンのアドレスも登録可)

※不審者情報連絡網への登録は無料です。(携帯電話の通常の通信料はかかります)

※配信された不審者情報連絡メールに返信しても、市役所へは届きません。

○市ホームページでも随時不審者情報を掲載していますのでご覧ください。



レジ袋削減への取組み

環境課 ごみ減量係(内線218)

市では、市内12事業者16店舗の協力を得て、平成21年2月からレジ袋の有料化を実施し、レジ袋削減の取組みを推進してきました。レジ袋削減取組み協力店の平成22年度平均レジ袋辞退率はおよそ92%となっており、削減目標を達成しました。多くの市民の皆さんに、マイバッグやマイバスケットを持参してのお買い物にご協力をいただき、心より感謝します。

■レジ袋削減取組み協力店一覧(平成23年3月末現在)

事業者	店舗名
ユニー(株)	アピタ知立店(食品関連売場のみ)
	ピアゴ知立店(食品関連売場のみ)
(株)ドミー	知立店
(株)ミマツ	スーパーミマツ知立店
	食品館美松
あいち中央農業協同組合	グリーンセンター知立
(株)アオキスーパー	知立店
マルスフードショップ(株)	にぎわい市場マルス知立団地店
(株)柵屋	
フレグランスファミリー	
スーパーヤオスズ(株)	キララ店
(資)カネ幸商店	
(株)スギ薬局	牛田店
	上重原店
	知立駅前店
(株)ユタカ食品	食品スーパーサンレモン

また、レジ袋収益金(レジ袋を購入するために支払われた代金の一部)は、これまで、主に市内小中学校の生徒の環境教育に使用してきましたが、今回(平成22年度分)50万3千671円)は、緑のカーテンの普及に取組むため、「緑のカーテンコンテスト」に役立たせていただくことになりました。「緑のカーテンコンテスト」の詳細は2ページをご覧ください。
 ※「レジ袋収益金」とは、レジ袋販売代金からレジ袋納品原価と消費税を差し引いた金額です。

環境家計簿作成モニター募集

環境課 環境保全係(内線216)

環境にも家計にもやさしいエコライフにチャレンジしよう！
 市では、市民の皆さんに「環境家計簿」をつけていただき、ご意見等を今後の地球温暖化対策に反映させるために「環境家計簿作成モニター(環境家計簿に取り組んでいただける人)」を募集しています。特別な資格や知識は必要ありませんので、気軽にご応募ください。

- ▼募集期間 4月2日(月)～随時。
- ▼応募対象 市内在住の人
- ▼モニター期間 1年間
- ▼活動内容 環境家計簿(市の環境家計簿様式)を作成し、報告していただきます。
- ▼応募方法 電話で環境課へお申込みください。
- 作成モニターになっていただける人には、環境グッズを差し上げます。



【知立市環境家計簿】簡単な家計簿をつけて、地球にやさしい家計にうれしい生活を始めてみませんか。

★地球温暖化防止への身近な取組みとして、毎月の電気、ガス、水道等使用量を把握することで家庭からのCO₂排出量を調べるものです。

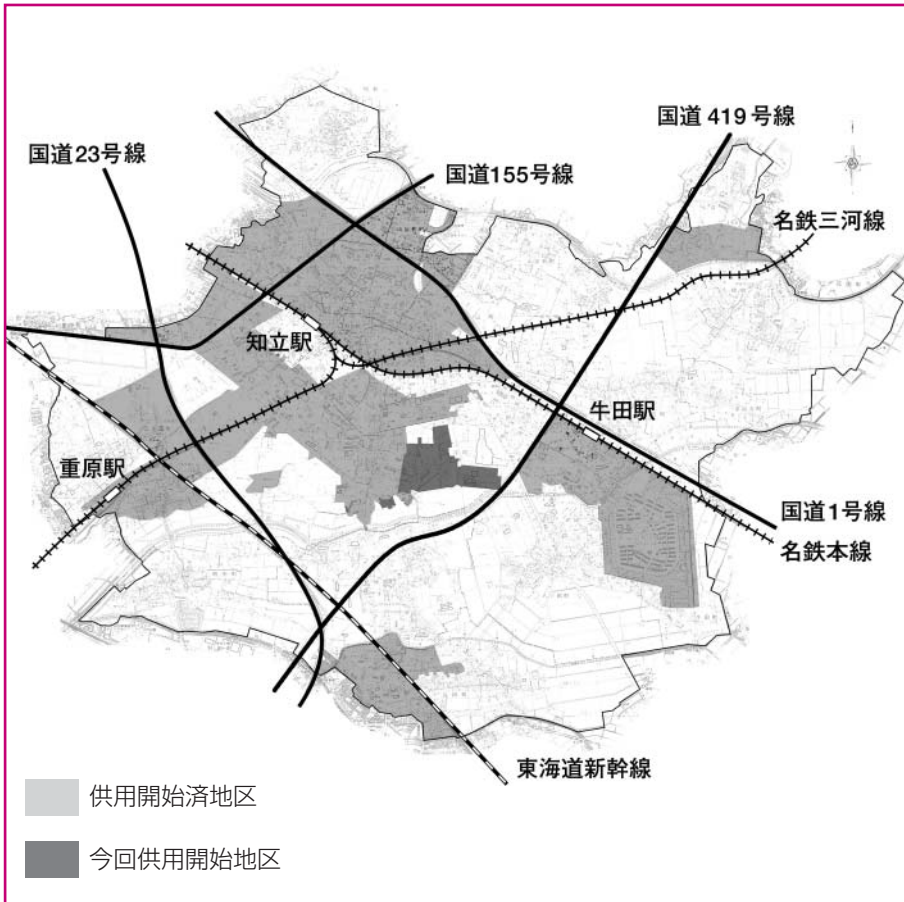
★様式は、環境課窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロード(自動計算・記入例有り)できます。

項目	使用量	二酸化炭素排出係数	二酸化炭素排出量(kg)	金額(円)	項目	使用量	二酸化炭素排出係数	二酸化炭素排出量(kg)	金額(円)
電気(kwh)		×0.47	=		灯油(ℓ)		×2.5	=	
都市ガス(m ³)		×2.1	=		ガソリン(ℓ)		×2.3	=	
LPガス(m ³)		×6.5	=		軽油(ℓ)		×2.6	=	
水道(m ³)		×0.36	=		可燃ごみ(kg)		×0.88	=	
合計	二酸化炭素排出量(kg)								
1か月の二酸化炭素排出量の増減				%					
1年間の家計節約額(1か月の差額×12)				円					

※二酸化炭素排出係数は、県環境部作成の環境家計簿の数値を参考にしています。
 ■電気、ガス、水道については、1か月メーターまたは請求書で調べてください。
 ■可燃ごみは、市指定袋10ℓ当たり1kgで計算してかまいません。

市政トピックス

TEL 0566-83-1111(代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp



下水道供用開始区域が広がります

下水道課(内線261・267)

3月31日から、長篠町新田、長篠町新田東、長篠町丸山、長篠町大山、弘法町弘法山、弘法町弘法下、弘法町遠田、牛田町新池、牛田町六反の一部区域で、新たに下水道が使えるようになります。(左図参照)

○次のとおり縦覧します。

▼縦覧期間 3月16日(金)～29日(木)
 (土・日曜日、祝日を除く)

▼縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

▼縦覧場所 下水道課(2階)

※該当する区域にお住まいの人で、汲み取り便所を使用されている人については3年以内に、それ以外の人は速やかに下水道への接続をお願いします。

なお、すでに使用できる区域にお住まいの人で、まだ、接続工事をされてない人も同様にお願います。

●受益者負担金制度

公共下水道の整備に伴い、下水道が使えるようになった区域の人に建設費用の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

新たに下水道が使えるようになった区域(一部区域を除く)の土地の所有者に対し、5月に受益者申告書を送付します。その申告書により誰を受益者にするかを申告していただきます。

その後、市は申告書に基づき受益者を決定し、土地の面積に応じて受益者負担金を負担していただく通知をします。(負担金は土地に対して賦課されるもので、一度限りです。)負担金額は、受益地面積1㎡当り350円を乗じて算出します。

○受益者負担金についての詳細は市ホームページをご覧ください。
 (http://www.city.chiryu.aich.jp/0000001573.html)

境川浄化センター一般利用施設が無料で利用できます

知立建設事務所都市施設整備課

(82)6485

下水道課(内線261・267)

▼利用開始日 4月1日(日)から
 ▼利用可能時間 午前9時～午後5時(ただし、11月1日～3月31日は



[施設内容]
 グラウンドゾーン：7,700㎡、
 芝生ゾーン：22,000㎡、緑地等

午後4時まで。12月29日～1月3日は利用できません。)
 ▼ところ 境川浄化センター 一般利用施設(刈谷市衣崎町2-20)
 ▼利用方法 自由使用および予約申込みによる団体利用
 ▼予約申込み先 境川浄化センター事務室(82)251295
 ▼予約受付開始 4月2日(月)から(申込みによる利用開始は6月1日から)
 ▼予約受付時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日を除く)

シベリア強制抑留者の皆さんへ
特別給付金の請求はお済みですか

独立行政法人平和祈念事業特別
基金事業部 特別給付金認定担当
(☎0570-059-204)

▼対象者 平成22年6月16日にご存
命で日本国籍を有する人。(同日以
降に亡くなられた場合は相続人が対
象。)

▼請求受付期限 3月31日(土)まで(当
日消印有効)

※まだ請求していない場合や請求に
ついての詳細はお問合せください。

※IP電話・PHSからは(☎03
-5860-2748)へ。

※受付時間は、平日の午前9時〜午
後6時まで。ただし、3月31日(土)
は受け付けていません。

平成24年度第1回危険物取
扱者試験・予備講習会

知立消防署 予防係(☎815992)

◎危険物取扱者試験

・とき 4月22日(日)

・ところ 名古屋市内

・試験種類 乙種全類・丙種

・申込み (財)消防試験研究センター

愛知県支部

※願書は各消防署所でお渡しします。

◎乙種第4類予備講習会

・とき 4月5日(木)

・ところ 刈谷市産業振興センター

・申込み 愛知県危険物安全協会連
合会(☎052(96)6623)

衣浦東部広域連合議会

衣浦東部広域連合 総務課
(☎630131)

□広域連合議会

平成24年第1回衣浦東部広域連合
議会定例会が、2月17日(金)に広域連
合議場(刈谷市役所)で開催されま
した。

議会では、一般質問のほか、3千
398万円を減額する平成23年度一般会

計補正予算(第2号)、総額49億2
千万円の平成24年度衣浦東部広域連
合一般会計予算など計6件の議案が
原案通り可決、成立されました。

□平成24年度衣浦東部広域連合

一般会計予算を原案どおり議決
一般歳出総額は、49億2千万円で、

主に通信指令システム更新に係る経
費の減額により、前年度より1億4
千500万円、29%の減額となりました。

今後とも、体制の効率化、専門化を
図るとともに、計画的な車両整備を
含めた消防力の向上・強化により、
広域的な消防活動の一層の充実を図っ
ていきます。

【歳入】

款	金額(千円)	内容
分担金および負担金	4,879,130	関係5市からの負担金
使用料および手数料	10,098	消防施設の目的外使用料 消防関係許可等の手数料
国庫支出金	1	消防車両購入の補助金
県支出金	2	消防車両購入の補助金
財産収入	1	物品の売払い収入
寄附金	1	寄附金
繰越金	20,000	前年度剰余金
諸収入	10,767	防火管理講習料など
合計	4,920,000	

【歳出】

款	金額(千円)	内容
議会費	2,124	広域連合の議会運営に必要な費用
総務費	188,353	連合事務所の維持管理、人事管理な どの総務関係に必要な費用
消防費	4,697,949	消防署、消防車両、消防団、消防水利な どに必要な費用
公債費	11,574	消防施設・設備整備の借入金償還費用
予備費	20,000	
合計	4,920,000	

〈総務費の主な内訳〉

・連合事務所経費、事務職員人件費、電算システム経費 ……148,557千円
・人事管理経費、職員福利厚生経費 ……34,910千円

〈消防費の主な内訳〉

・消防職員人件費 ……3,638,728千円
・消防庁舎・設備・車両の維持経費、消防・救急・救助活動費 ……294,806千円
・消防施設改修費、消防設備費、水利関係経費 ……232,961千円
・消防車両更新経費 ……271,269千円
・消防団の報酬等および旅費 ……149,290千円

MACH-BOX

「ボランティア団体の活動紹介」

要約筆記みどり

「要約筆記」とは耳慣れない言
葉ですが、「会話が聞きとりにくい」
「人の多い所では話がききづらい」
など耳が不自由で悩みを抱えてい
る人に、耳がわりとなつて話の内
容を要約して書いて伝える方法で
す。

私たち「要約筆記みどり」は、
福祉の里八ツ田で毎月第2水曜日
の午前10時〜正午まで定例会を開
き、勉強会を行っています。また、
小学校の福祉実践教室で要約筆記
を体験してもらったり、夏休みに
は福祉の里で中学生ボランティア
体験を行っています。

市や社会福祉協議会主催の講演
会では、話を要約してスクリーン
に表示し、楽しんでもらっていま
す。個人の病院や学校行事の派遣
もサポートしています。

これからも住みよいまちのため
少しでも力になればと活動して
いきます。書いて伝わる喜びが励
みになります。メンバーも募集中
です!!

▼問合せ 知立市
ボランティア・市
民活動センター(☎
X(82)3339 FA
(82)3385)



TEL 0566-83-1111(代表)
FAX 0566-83-1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

※問合せは知立市役所

知っていますか？軽自動車税

▼問合せ 税務課 市民税係(内線137)

▼税率
軽自動車税は4月1日現在の所有者等(納税義務者)に課税されます。

車種	課税標準	年税額	
原動機付自転車	総排気量50cc以下のもの	1,000円	
	総排気量が50ccを超え90cc以下の二輪	1,200円	
	総排気量が90ccを超え125cc以下の二輪	1,600円	
	総排気量が50cc以下で三輪以上(ミニカー)	2,500円	
小型特殊自動車	農耕作業用(農耕トラクターなど)	1,600円	
	その他のもの(フォークリフトなど)	4,700円	
軽自動車	二輪のもの(総排気量が125cc~250ccまで)	2,400円	
	四輪のもの	乗用 営業用	5,500円
		乗用 自家用	7,200円
	貨物用	営業用	3,000円
		自家用	4,000円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	4,000円	

軽自動車を登録、廃車、譲渡等する場合、関係機関への届出が必要。また、スクラップ、盗難等により実際に所有していなくても所定の手続きをしないといつまでも税金がかかります。

軽自動車税は、月割で計算します。4月1日を過ぎてから、廃車、名義変更しても税の払戻しはありません。

3月末は、窓口が混雑しますので早めに手続きをお済ませください。



□納税方法

年1回、5月中旬に納税通知書を送付しますので5月末日(土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日)までに市役所、最寄りの市税取扱金融機関およびコンビニエンスストアで納めてください。

※口座振替の人は、5月末日(土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日)に指定口座から引き落としされます。便利な口座振替をぜひご利用ください。

□軽自動車税の減免

原則として、心身に障がいのある人(18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人)が所有しているオートバイ、軽自動車にかかる税金は、障がいの程度によ

り一台に限り減免が受けられます。なお、自動車税の減免を受けている人は、受けられません。

▼申請期限
4月2日(月)～5月24日(木)までに税務課市民税係へ。

▼持参するもの
身体障害者手帳等・自動車検査証・運転免許証(該当の車を運転する人のもの)・印鑑

□軽自動車の手続き

▼市役所のできる手続き
原動機付自転車(125ccまで)・小型特殊自動車・ミニカー

手続き内容	必要なもの	
登録するとき	販売業者から購入する場合	登録者の印鑑、販売証明書
	市外から転入した場合	登録者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート
	人から譲り受けた場合	登録者の印鑑、廃車証明書またはナンバープレート、譲渡証明書
廃車するとき	登録者の印鑑、ナンバープレート	
盗難にあったとき	※必ず警察に届けてください 警察への盗難届出済の証明できるもの、登録者の印鑑	

○登録者と届出者が違う場合、届出者の印鑑が必要になります。

▼市役所以外の手続き場所(車種により異なります。)

車種	届出先
二輪の軽自動車(125cc~250ccのもの)	軽自動車協会 三河分室 豊田市若林西町西葉山48番地1 (☎0565-52-3111)
軽自動車	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 三河支所 豊田市若林西町西葉山48番地2 (☎0565-51-2555)
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	運輸支局 西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46 (☎050-5540-2047)

原動機付自転車、小型特殊車両以外は自家用自動車組合でも代行しています。(岡崎、豊田ナンバーは除く)
安城商工会議所内(☎76-3451)、刈谷商工会議所内(☎21-3702)

バイク・原動機付自転車にも自賠責保険(共済)への加入が法律で義務付けられています。無保険(無共済)で走行すると、法律により罰金および罰則が課せられ、免許停止処分となります。

▼自賠責保険(共済)の取扱い
損害保険会社、農業協同組合(JA共済連)、労働者共済生活協同組合(全労済)、自動車共済協同組合(全自共)、トラック交通共済協同組合(交協連)

※バイク、原動機付自転車は次の代理店等で加入手続きができます。
バイク販売店・カーディーラー・コンビニエンスストア・損害保険会社の代理店・農協等